

<<私たちは、教育基本法改定案に反対します>>

東京女子大学教職員有志

今、教育基本法の全面改定が審議されています。その改定案を読むとき、私たち東京女子大学の教職員は、その内容が、日本の教育と社会を大きく変質させるものであることを憂慮せざるを得ません。本学は建学以来、キリスト教を基盤とするリベラルアーツ教育を行ってきました。その目的は、一人一人の個人の人格と価値を尊重し、思想信条の自由な社会を形成することにあります。しかし、今般の教育基本法改定案は、個人の精神（内心）の自由を侵し、等しく尊重されねばならない個の価値を否定する考えの上に成り立っており、時代を逆行させるものであるといわざるを得ません。

1. 精神（内心）の自由

近代国家において、権力的強制力をもつ「法」は、人間の精神（内心）の自由に対しては抑制的でなければなりません。しかし、改定案第2条では、<国を愛する態度>をはじめとして、「学習指導要領 第3章 道徳」に示されている20項目近い徳目が列挙されています。道徳的規範を「法」として国民に強制するということは、日本国憲法を掲げる近代国家のとるべき方法ではありません。

2. 等しく尊重される個の価値

一人一人はみな、かけがえのない価値と尊厳を持っています。しかし、昨今進められている学校選択制等の教育改革は、人々を「勝ち組」と「負け組」、「エリート」と「非エリート」に分断して社会の<格差>を拡大する方向に向かっています。改定案の随所に見られる「自主」「自立」という言葉も、そうした文脈において考えると、「自立」できる者には自由を、できない者には「自己責任」を強要する仕組みを固定する構造になっています。

3. 大学の自由と自治

改定案第7条では、大学に「社会の発展に寄与する」ことが義務づけられています。いったい、何をもちて「寄与」したことになるのでしょうか。国会の統制を受けずに政府が策定する「教育振興基本計画」において「寄与」の基準が定められ、その評価に基づいて私学助成等の予算配分が決められることになれば、大学における研究と教育の自由と自治が失われることとなります。

本学の新渡戸稲造初代学長の言葉に、「入学する者をことごとくキリスト信者にするとか、教会に入ることを強制するとかの考えはないけれども、心持ちだけはキリストの心持ちにしたい」（1918年）というものがあります。ここに表現されている「精神の自由」と「等しく尊重される個の価値」こそが、現行教育基本法が掲げてきた理念でもあります。こうした理念を根本的に否定する教育基本法改定案に対して、強い不安と憤りを感じざるを得ません。私たちは、現行教育基本法を堅持しその理念を実現させることこそが、教育本来のあるべき姿であると確信します。ここに、私たち東京女子大学教職員有志は、教育基本法改定案に反対を表明します。

2006年10月27日

東京女子大学教職員有志（発起人代表竹内久顕）

東京女子大学教職員有志（61名、11月3日現在）

雨田英一、石井信夫、江口再起、大久保喬樹、長田直樹、尾尻希和、加藤春恵子、國原美佐子、黒川修司、小宮彰、小室尚子、篠目清美、芝健介、下出鉄男、鈴木ひろみ、曾我芳枝、竹内久顕、田中美保子、鉄野昌弘、轟莉莉、古沢希代子、本合陽、松沢哲成、湊晶子、溝口昭子、茂木敏夫、矢野公和、油井大三郎、城倉由布子、龍口奈里子、五十川典子、稲村純子、今本薫、海老原千都、粉川律子、齋藤洋子、渋谷克久、杉本美穂子、高橋幸雄、田中理恵、津川堯子、中西美喜子、椰野薫、野村法子、平井香代子、深野政之、水野直子、宮澤綾子、森島智美、桃井明男、山口武、他10名

<次の方々から、本学アピールを支持するメッセージをいただいております>

千葉大学有志、横浜国立大学有志、横浜市立大学有志、京都女子大学有志、恵泉女学園大学有志、国際基督教大学有志、帝塚山学院大学文学部有志、明治学院大学有志
稲垣久和（東京基督教大学）、大浜幾久子（駒澤大学）、川村肇（獨協大学）、黒岩晴子（佛教大学）、佐々木寛（新潟国際情報大学）、下地秀樹（立教大学）、下山房雄（九州大学名誉教授）、関口昌秀（神奈川大学）、高橋洋代（立教女学院短期大学名誉教授）、鶴田満彦（中央大学名誉教授）、福田弘（筑波大学）、藤田秀雄（立正大学名誉教授）、星三和子（十文字学園女子大学）、堀尾輝久（東京大学名誉教授）、堀孝彦（名古屋学院大学名誉教授）、三輪隆（埼玉大学）、泉悠子、柏木京子、坂部美秋、清水純子、高月三世子、日月恭子、浜崎恒子、早川希尹子、松脇ひろみ、宮田由美子、山下智子、依田勝子、米田景子（以上東京女子大学）

2006年11月3日

東京女子大学教職員有志代表 竹内久顕